

国民年金保険料のスマートフォンアプリによる電子（キャッシュレス）決済ができます

国民年金保険料のスマートフォンアプリを利用した電子（キャッシュレス）決済ができるようになりました。スマートフォン等の端末に対応する決済アプリをインストールし、端末のカメラ機能で納付書に印字されたバーコードを読み取ることで、国民年金保険料を納付することができます。

○対応アプリ一覧（令和6年3月1日現在）



詳しくは、日本年金機構ホームページをご覧ください。

<https://www.nenkin.go.jp/service/kokunen/hokenryo/smartphone.html>

スマートフォンアプリでのお支払い

国民年金保険料の学生納付特例制度について

所得の少ない学生が申請し承認されることで、国民年金保険料の納付が猶予（先送り）される制度です。

	老齢基礎年金の請求	老齢基礎年金額の計算	障害基礎年金、遺族年金の請求※1	後から保険料を納めるとき
納付	○ 受給資格期間に入ります	○ 年金額に反映されます	○ 受給要件を満たします	—
学生納付特例		×※2 年金額に反映されません	○ 保険料を納めたときと同じ扱いになります	○ 10年以内であれば可能
未納	× 受給資格期間に入りません	× 年金額に反映されません	× 年金を受けられない場合があります	△ 2年を過ぎると納めることができません

※1 障害・遺族基礎年金を受け取るためには、一定の条件があります。

※2 保険料を10年以内に納付（追納）すると年金額に反映されます。

対象者	大学（大学院）、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校（学校教育法で規定されている修業年限が、1年以上の課程）に在学する学生等です。
必要書類	学生証または、在学証明書（学生証はコピーでも申請が可能ですが、在学証明書は原本が必要です。）
注意事項	<p>1. 年度ごとに申請書の提出が必要です。 1枚の申請書で免除申請ができる期間は、4月から翌年3月までの1年度分です。複数年度（2年1か月前までの期間について遡ることができます。）の申請を希望される場合は、年度ごとの申請書の提出が必要です。</p> <p>2. 過去の所得で審査します 申請する年度に対応する前年所得に基づき審査を行います。 （所得の目安） 128万円（令和2年度以前は118万円）+ 扶養親族等の数×38万円+ 社会保険料控除等</p>

令和4年5月より、マイナポータルからマイナンバーカードを利用して、学生納付特例申請の電子申請が可能となりました。電子申請にはマイナポータルの開設が必要です。詳しくは下記のサイトをご覧ください。

https://www.nenkin.go.jp/denshibenri_kojin/denshibenri_kojin/shinsei_kojin.html



個人の方の電子申請

問 苫小牧年金事務所 ☎ 0144-37-3500（ナビダイヤル）
役場住民生活課 住民・年金グループ ☎ 01456-2-6182



ストップ・ザ・交通事故死！

—めざせ 安全で安心な 北海道—

日高町の交通事故件数

○発生件数	2件
○死者数	0人
○傷者数	3人

2024年3月25日現在



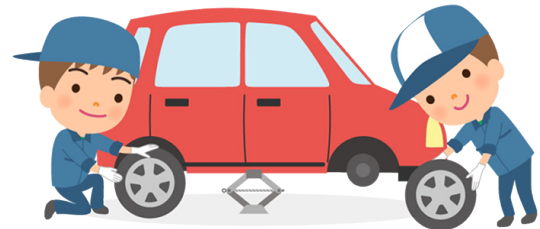
タイヤ交換は確実に！

～脱輪事故を起こさないよう気を付けよう～



昨年11月に続き、3月19日にも札幌市で脱輪事故が発生しています！

雪解けも進み、タイヤ交換を考える時期になってきました。交換の際はしっかりとナットが閉まっているか、空気圧は正しい数値になっているかなど、点検もしっかりと行って交換しましょう！



～定期的なタイヤの点検時期の目安～

- (1) 100キロメートル走行ごとに点検！
- (2) 3か月ごとに点検及び増し締め！

タイヤの脱輪は定期的な点検・整備で防げる事故です！
必ず定期点検を行い安全運転に努めましょう！

自転車も車と同じ車両です！ 交通ルールを守りましょう！

2022年中の自転車関連事故は、**約7万件！**（前年比 約300件増加）
自転車事故の約7割は車との衝突事故で、**自転車側の一時停止違反**などが多く見受けられるようです。

今後は、**自転車の交通違反も青切符（反則金）が適用**されるよう、法律の改正案が閣議決定されたところです。

自転車は、**車と同じ車両**です。自転車安全利用五則を改めて確認し、交通違反に気を付けましょう！

自転車安全利用五則

- (1) 車道が原則、左側を通行 歩道が例外、歩行者を優先
- (2) 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- (3) 夜間はライトを点灯
- (4) 飲酒運転は禁止
- (5) ヘルメットを着用



☎ 役場住民生活課 環境生活・アイヌ政策グループ ☎ 01456-2-6182